



組合員の質問にお答えします！ Part2

Part2－①

東京地本が本社支部と東総セ支部に行った組織指導に対して、「中央執行委員会は制裁申請の請求を受けていない。事後の承認も行われていないことは執行権の乱用である」「制裁対象者でもなく、支部組織に対する執行権の停止という措置は規約違反であり、組織運営上重大な問題を与えた」と言われています。そしてそのことが、宮澤東京地本委員長(当時)の制裁審査委員会設置の理由になっているという話しですが、どういうことですか？

(1)組織指導の主旨・目的について

東京地本は「組合員の大量脱退」に伴い、組織運営が懸念された本社支部に対して東地指令第9号(2月23日)、東総セ支部に対して東地指令第10号(3月6日)を発出し、支部ならび分会に組織指導を行ってきました。それは、組合員の大量脱退の中で労働組合の会計等の財産を守る必要があったため、東京地本会計規則第8章第24条を遂行するために、地本規約第31条(1)(6)に基づく措置です。

このことは、制裁申請を目的としたものではありません。東京地本の組織指導は、脱退者が続出する組織状況の中で、労働組合の財産を保全するために、本部と相談しながら進めてきました。東京地本の組織指導後、本社支部バス本社分会では脱退者もないことが確認できたため、当該分会は3月5日に、組織運営を直ちに再開しました。東総セ支部でも支部集会や支部花見を行い、組織の再生に向けて出発をしています。また、6月13日に開催されたJR東労組第36回定期大会には、本社支部や東総セ支部から代議員が選出されていることから、東京地本が行った組織指導は、混乱時期における支部組織の再生のために行ったものであると理解して頂けると思います。

(2)当時の本社支部と東総セ支部の組織実態

本社支部は、2月17日に開催した地本定期委員会において「格差ベアの根絶とスト戦術行使どちらにも断固反対する」「この内容に関する取り組みには協力・支援は一切行わない」「2・27春のたたかい総決起集会には参加しない」と発言しました。2月27日の春のたたかい総決起集会は、東京地本のさらなる団結強化を目指す意味において、昨年に増して重要な集会と位置付けてきました。従って東京地本は本社支部に対して、集会不参加については再考すること、脱退者数を把握することを継続して指導してきました。そのような中「本社支部を解散する」と言い出す分会もありました。

一方、東総セ支部は、2月27日(2・27春のたたかい総決起集会当日)から脱退が始まっていることが特徴です。そして驚くべきことに、支部役員・分会役員がJR東労組脱退に深く関与していたのです。後にわかることですが、これらの脱退策動と新労組結成(新鉄労)の動きは、元本部石井副委員長が深く関係していたことが明らかになっています。宮澤委員長(当時)が、「組織運営を乱したのではないか」というような誤った情報が飛び交っていることに対し理解に苦しむ限りです。

(3) 組織指導を制裁審査委員会設置の理由とした根拠はなにか

東京地本は4月6日、本部の吉川委員長を除く三役5名(当時)に対して、「2月末～3月上旬の混乱時期に、本社支部と東総セ支部の2支部がどのような組織実態になっているか知っているのですか？東京地本がどのような組織指導を行ってきたのか、現在はどのように組織運営されているのかご存知ですか？」とお聞きましたが、残念ながら5名の三役は何も知りませんでした。そればかりか、東京地本が発出した指令文書すら見ていませんでした。東京地本に対して一切の聞き取りもなかったのですから当然です。つまり、事前の調査も確認もない中で『ロコミ』だけで、「組織運営を乱した」との認識に至っていたことが明らかになったのです。東京地本がそのことを指摘すると、本部三役は「今後調査する」と繰り返すばかりでした。制裁審査委員会の設置申立を決定するという組合員の人生を大きく左右するような重要な決定が、根拠を明確に把握することなく『ロコミ』だけで決定されてしまったのです。

(4) 組織運営上、重大な問題があったから東京地本は対応していただけ

東労組の組織運営を乱し、JR東労組を破壊に導いたのは、東総セ支部で脱退した元東総セ支部委員長で新鉄労委員長の杉本氏(当時東総セ支部特別執行委員)であり、前東総セ支部委員長で新鉄労東京地方本部委員長の内海氏です。彼らは、2月27日にJR東労組の役員でありながら、元本部石井副委員長との懇親会に同席し、その時から東労組の脱退と新労組結成について話し合っていたことを明らかにしています。組織運営を乱しているのは、宮澤東京地本委員長ではなく、むしろ元本部副委員長の石井氏、東総セ支部元委員長の杉本氏、内海氏です。

(組合員の質問にお答えします！ Part3に続く…)